別表第八四号の次に次の一号を加える。

八四の二	石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第十条第一項（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税の手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付

別表第八五号中「第四項」を「第五項」に改め、同表中第八九号の一五を第八九号の一七とし、第八九号の六から第八九号の一四までを二号ずつ繰り下げ、第八九号の五の次に次の二号を加える。

八九の六	租税特別措置法施行令第四十七条の十第一項（引取りに係る揮発油の特定用途免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付
八九の七	租税特別措置法施行令第四十八条の四第一項（引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに第五条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第三号の改正規定、同表第八一号の改正規定、同表第八二号の改正規定（「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削る部分を除く。）、同表第八三号の改正規定及び同表第八五号の改正規定並びに次項の規定は、同年十月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の関税法施行令第八条の四第一号の規定は、関税法第五条の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に同法第七条の二第一項に規定する特例輸入者が関税定率法等の一部を改正する法律（令和六年法律第九号）第二条の規定による改正後の関税法第九条の二第三項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十九号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「令和六年三月三一日」を「令和七年三月三一日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の十一第二項及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一項中「この項、次項（第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項」を「この条」に改め、「国立大学法人を含む」の下に「。第二項及び第三項において同じ」を加え、同条第二項中「（認定こども園」の下に「（国が設置するものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「であって」を「であって」に、「施設又は」を「施設若しくは」に改め、「もの」の下に「又は国が設置する認定こども園に在籍する者」を、「、三万七千円」の下に「（国が設置する認定こども園にあっては、国立大学法人法第二十二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十四条の二中「千分の百六十四・六」を「千分の百八十一・六」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「都道府県知事がその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めた」を「次の各号のいずれかに掲げる者である」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助（次号及び第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。）の実施、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施又は法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除された者

二　前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めた者